

## V. 実現化に向けた方策と取組

### 1. まちづくりの推進

#### (1) 施策や事業手法の検討

施策や事業の実施のため、マスタープランで掲げるまちづくりの方針を実現するために、国や県の補助事業制度を弾力的に活用し、事業目的の達成と市民や利用者の利益を最大限引き出す計画的な都市づくりを目指す。

特に、都市計画法による法規制や都市の基幹となる都市施設は、地域地区などの指定や都市計画事業として都市計画決定を行い、位置や区域、事業内容を事前に市民や事業者などへ周知することで、市民や事業者、NPOなどのまちづくりへの理解と参画を促進していく。

#### (2) 弾力的な施策や事業の推進

マスタープランで掲げるまちづくりの施策や事業は、上位計画である有田市長期総合計画などと連携を図りながら、的確に推進していく。

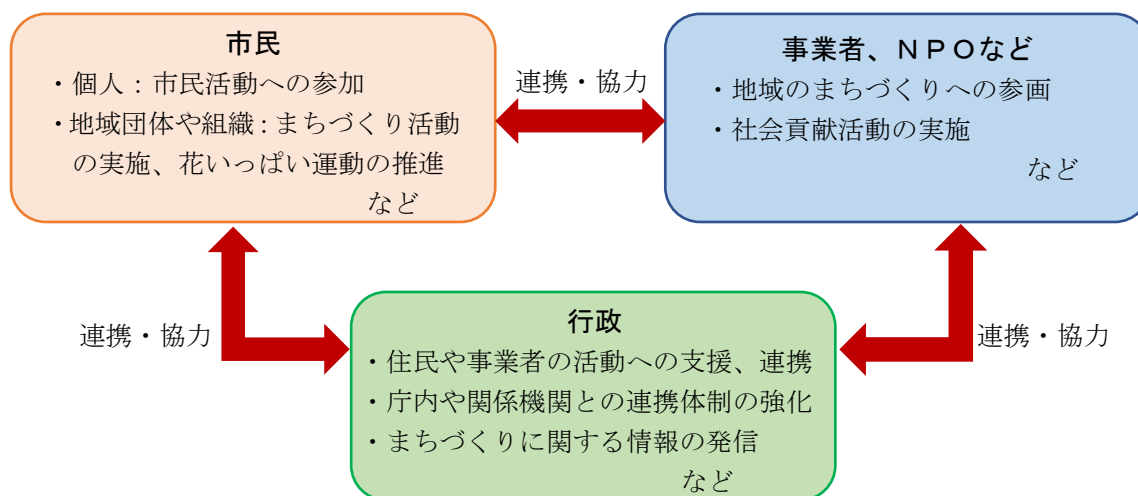
事業の推進に当たっては、有田市の課題と広域的な役割なども視点におき、緊急性や重要性を考慮しながら、社会情勢や地域の実情の変化への弾力的な対応を目指す。

### 2. 協働のまちづくり

#### (1) 多様な主体の協力・連携

マスタープランに示す都市計画に関わるまちづくりを実現していくため、行政のみならず、市民や地域団体、事業者などの多様な主体が参加し、役割分担と相互の協力、連携を推進していく。

#### ○多様な主体の協力・連携のイメージ



## V. 実現化に向けた方策と取組

### (2) 情報の共有化の促進

多様な主体と協力し、より強固な連携体制を構築するために、マスタープランをはじめ、まちづくりを支える計画や事業の策定、推進状況などを公開、周知し、市民や事業者などとの情報の共有化を図る。具体的には、市役所などでの情報の掲示や有田市の公式ホームページ、SNS などの効果的な活用を継続的に推進していく。さらに、ワークショップ形式の勉強会など、まちづくりについて意見を交換でき、情報を共有しやすい場を提供し、まちづくりに参加しやすい環境づくりを図る。

### (3) 都市計画提案制度の活用

多様な主体の協力・連携による効果的な都市計画のまちづくりの実現のためには、住民の積極的な参加による住民主体のまちづくりの推進が重要である。

住民やまちづくり団体が都市計画の変更などの提案を申し出ることができる都市計画提案制度などを活用しながら、住民主体のまちづくりの実現を目指す。

#### ○都市計画提案制度とは

地域のまちづくりに対する取組を今後の都市計画行政に積極的に取り込むため、土地所有者やまちづくり NPO 法人、民間事業者などが、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの 3 分の 2 以上の同意など一定の要件を満たした場合に、市に対して都市計画の決定や変更を提案することができる制度である。

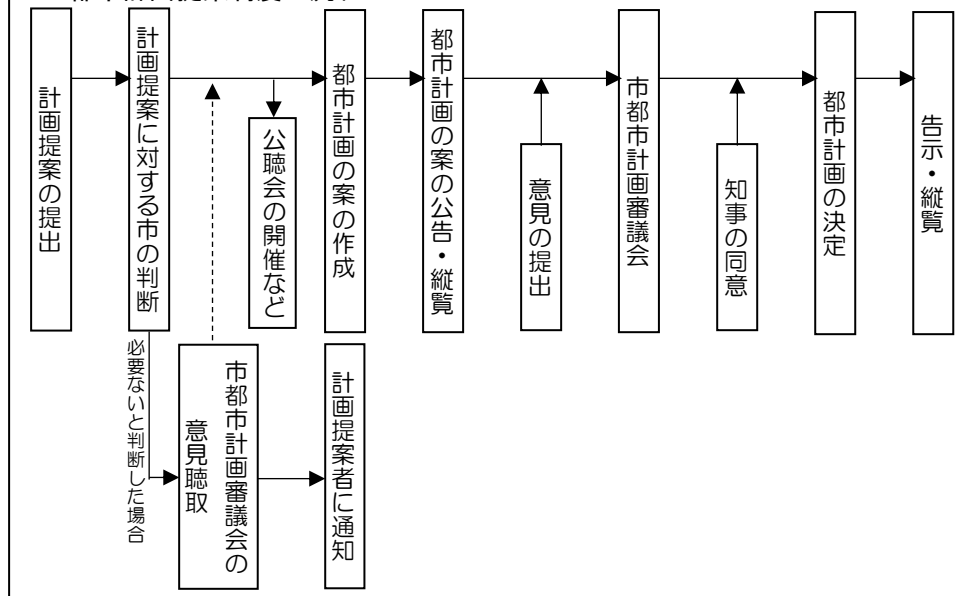
#### ■ 提案者

- ① 土地所有者など（1 人または数人共同）
- ② 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人（NPO）
- ③ 民法第 34 条の法人
- ④ これらに準ずるものとして地方公共団体が条例で定める団体

#### ■ 要件

- ① 都市計画区域または準都市計画区域内であること
- ② 整備、開発または保全すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域
- ③ 土地所有権または借地権を有する土地所有者など 2 / 3 以上の同意

#### ■ 都市計画提案制度の流れ



### 3. マスタープランの展開

#### (1) 進行管理と見直しの考え方

マスタープランの策定から施策や事業の実施とその評価は、PDCA サイクルに基づき実施する。施策や事業などは優先度に基づき実施し、上位計画である有田市長期総合計画に照らし合わせながら、目標である将来都市構造の実現度や有田市立地適正化計画の都市施設及び居住の誘導の状況から各施策、事業の進捗状況を定期的に確認する。

今後、社会経済情勢の変化や有田市長期総合計画の見直しに合わせ、必要に応じてマスタープランの見直しを行う。また、見直しに際しては、委員会などのまちづくりの検討を行う組織を設置し、都市の将来像に基づいた整備目標や計画事業の見直しを行い、新たに20年後を目標としたマスタープランを策定する。

#### ○マスタープランの進行管理のイメージ

